

関係省庁消費者教育会議の開催について

平成 18 年 10 月 2 日
(平成 19 年 7 月 30 日改定)
消費者政策担当課長会議決定

1. 目的

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、「関係省庁消費者教育会議（以下、会議）」を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。

2. 実施事項

会議では、以下の事項等について、必要に応じて実施する。

- (1) 関係団体等からの情報収集
 - ①消費者団体、事業者団体、学識経験者等からのヒアリング
- (2) 関係省庁間における情報共有・調整
 - ①当年度において各府省庁等が作成する教材等の内容
 - ②各府省庁等における次年度の予算要求
 - ③消費者政策会議の「検証・評価・監視」に関すること
- (3) その他必要な事項

3. 構成員

会議の構成員は次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 内閣官房内閣参事官
 - (2) 内閣府大臣官房企画調整課長
 - (3) 内閣府国民生活局消費者企画課長
 - (4) 公正取引委員会事務局経済取引局取引部消費者取引課長
 - (5) 警察庁生活安全局生活環境課長
 - (6) 金融庁総務企画局政策課長
 - (7) 総務省大臣官房企画課長
 - (8) 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 - (9) 財務省大臣官房総合政策課長
 - (10) 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
 - (11) 厚生労働省参事官（社会保障担当）
 - (12) 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長
 - (13) 経済産業省商務情報政策局消費経済部消費経済政策課長
 - (14) 国土交通省総合政策局安心生活政策課長
 - (15) 環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室長
 - (16) 独立行政法人国民生活センター広報交流部長
 - (17) 金融広報中央委員会事務局長
- 2 必要に応じて、構成員を追加する。

4. 開催

会議は毎年度、原則として概ね以下の日程を目途として開催する。

(1) 第1回会合（年度初）

議題例

・関係団体等からの情報収集

①消費者団体、事業者団体、マスコミ関係者、学識経験者等からの
ヒアリング

(2) 第2回会合（年度前半（6～7月頃））

議題例

・関係省庁間における情報共有・調整

①当該年度に各府省庁等が作成する教材等の内容

②各府省庁等における次年度の予算要求

(3) 第3回会合（年度末）

議題例

・消費者政策会議の「検証・評価・監視」に関すること

5. 事務

連絡協議会の事務は、内閣府国民生活局消費者企画課において行う。

6. 附則（平成18年10月2日）

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

附則（平成19年7月30日）

この要綱は平成19年7月30日から施行する。